

墨田区保育所条例及び墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第17号

墨田区保育所条例及び墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正
する条例

(墨田区保育所条例の一部改正)

第 1 条 墨田区保育所条例 (昭和 3 6 年墨田区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「の各号」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 6 条の 2 指定管理者は、墨田区特別保育の実施に関する条例第 2 条第 2 号に規定する一時延長保育又は同条第 5 号に規定する一時保育 (以下この項において「一時延長保育等」という。) の実施を行ったときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用 (次項において「利用料金」という。) を徴収することができる。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 7 条第 3 項第 1 号中「あたり」を「当たり」に改める。

第 8 条第 1 項中「の各号」を削る。

(墨田区特別保育の実施に関する条例の一部改正)

第 2 条 墨田区特別保育の実施に関する条例 (平成 1 5 年墨田区条例第 3 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「行う保育」の次に「 (以下この条において「通常保育」という。) 」を加え、同条各号を次のように改める。

延長保育 通常保育の実施を受けている児童について、当該通常保育の実施を受けている保育所において常態として開所時間 (墨田区保育所条例第 2 条第 1 項に規定する開所時間をいう。次号において同じ。) を超えて実施する保育をいう。

一時延長保育 通常保育の実施を受けている児童について、当該通常保育の実施を受けている保育所において一時的に開所時間を超えて実施する保育をいう。

休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)

に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に実施する保育をいう。

年末保育 年末に実施する保育をいう。

一時保育 一時的に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。

緊急一時保育 緊急に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。

第3条の見出し中「申込み」を「決定」に改め、同条中「の実施の申込みを」を「を利用」に改め、「提出し」の次に「、その実施の決定を受け」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、墨田区保育所条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する保育所における一時延長保育又は一時保育（以下「一時延長保育等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該保育所の指定管理者に申込書を提出し、その実施の決定を受けなければならない。

第4条の見出し中「特別保育料」を「費用」に改め、同条中「前条」を「前条第1項」に、「又は」を「、又は」に、「児童（以下」を「児童（別表において）」に改め、「（以下「扶養義務者」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申込みに対し、一時延長保育等の実施を行うことを決定したときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用を徴収する。

第5条の見出し中「特別保育料」を「特別保育料等」に改め、同条第1項中「前条の規定により」を「前条第1項の規定により区長が」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項の規定により指定管理者が徴収する費用（以下「利用料金」という。）の額は、別表（2一時延長保育の部及び5一時保育の部に限る。）に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

第6条の見出し中「特別保育料」を「特別保育料等」に改め、同条中「前条」を「前条第1項又は第2項」に、「又は」を「、又は」に、「扶養義務者」を「第4条第1項に規定する扶養義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前条第3項の規定により利用料金の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第2項に規定する扶養義務者に通知するものとする。

第7条の見出し中「特別保育料」を「特別保育料等」に改め、同条中「扶養義務者」を「前条第1項の扶養義務者」に、「があった」を「を受けた」に、「特別保育料を指定された納期限までに」を「指定された納期限までに、区長に特別保育料を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の扶養義務者は、同項の規定による通知を受けたときは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

第8条の見出し中「特別保育料」を「特別保育料等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

第9条の見出し中「特別保育料」を「特別保育料等」に改め、同条中「特別保育料」の次に「又は利用料金」を、「区長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第10条第1項中「扶養義務者が第5条及び第8条」を「第4条第1項に規定する扶養義務者が第5条第1項及び第8条第1項」に改める。

別表5の部に備考として次のように加え、同部を同表6の部とする。

備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。

別表中4の部を5の部とし、3の部を4の部とし、2の部を3の部とし、1の部の次に次のように加える。

2 一時延長保育

区 分	1時間当たりの額
3歳以上児	400円
3歳未満児	600円

備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。

付 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の墨田区特別保育の実施に関する条例第4条の規定による実施の決定が行われた一時保育については、なお従前の例による。